

千葉県子ども医療費助成制度について

千葉県健康福祉部児童家庭課

学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、千葉県子ども医療費助成制度の助成対象となりませんので、下記にご留意いただきますようお願いいたします。

- お子さまが学校管理下での負傷又は疾病により受診する場合は、医療機関に子ども医療費助成受給券を提示しないようにしてください。
- 医療機関には、学校管理下での負傷又は疾病であることをお伝えいただくとともに、保険診療の一部負担金である3割（就学前児は2割）相当額をお支払いください。
- この時お支払いいただいた医療費につきましては、学校を通じて、独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給されます。
- 子ども医療費助成制度の対象年齢は市町村により異なります。また、都道府県により制度が異なりますので、詳細はお住まいの市区町村にご確認ください。
- 災害共済給付制度の内容につきましては、学校又は日本スポーツ振興センター（TEL：03-5410-9162）へお問合せください。

《子ども医療費に関する問合せ先》

受給券を発行した市町村（電話番号は受給券の裏面に記載） 又は
千葉県健康福祉部児童家庭課（TEL. 043-223-2332）

【参考】千葉県HP：<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/kodomo-iryo/nyuuyouji.html>